

平城宮跡・京跡出土の木簡

平城宮跡発掘調査部

1992年度の調査では、平城京左京三条一坊の3カ所から総計21点の木簡が出土した。検出した遺溝については、本書「平城宮跡・京跡の調査」の項参照。また91年度の第222次調査で出土した木簡については、昨年度の年報で一部報告したが、その後の整理の結果を踏まえて改めてその主なものを紹介する（『平城宮発掘調査出土木簡概報（26）』参照）。

平城京左京三条一坊十・十五・十六坪（第230次調査） 十五・十六坪は奈良時代を通じて一体として利用されていたことが判明した。木簡は十坪東辺で検出した、枅木が抜き取られて土坑状を呈す井戸SE36から5点と、十六坪内で検出した京内最大級の蒸籠組の井戸SE6の枅内から1点出土した。前者には、某宅へ車二両で何かを運んだことを示すとみられるもの（1）がある。また後者は「内匠寮」という官司名を記すが（3）、内匠寮と遺溝との関連は不明である。

平城京東一坊大路西側溝（第234-9次調査） 左京三条一坊十六坪東側の東一坊大路西側溝SD3935を5m分検出した。埋土は大きく4層に分かれ、木簡は第3層から1点、第4層から7点（うち削屑3点）の計8点が出土したが、判読できるのは第3層出土の1点のみ。

平城京左京三条一坊十坪（第234-10次調査） 十坪西南部において検出した井戸SE02から7点の木簡（すべて削屑）が出土した。この井戸は蛇行する流路SD01と重複している。

式部省東官衙（第222次調査） 木簡が出土したのは式部省東官衙地区である（『年報 1992』参照）。そこでは大きくは上下2時期の遺構があり、その下層にあたる官衙の西南部を検出したが、掘立柱塀で区画された中に南北棟掘立柱建物1棟と井戸SE14690があった。井戸は一辺約5mの堀形を持ち、深さは約2m。井戸枅は抜き取られ土坑状になった埋土中から、大量の木簡が一括投棄された状況で出土した。その点数は4794点、そのうち削屑が4705点と大半を占める。

木簡の内容は式部省の召文とみられるもの（8）、考目録に関するもの（7）、選文の付札（9）や考課令分番条の条文（21）（22）、考課・成選関係のもの等であり、第32次補足調査出土木簡群（『平城宮木簡四』参照）と同じく式部省に関わるものである。その時期については、木簡に見える年紀は天平元年（25）と同3年（26）であるが、記載内容からすると「鎮撫使」（16）は天平3年11月に設置され、「故吉備内親王」（14）との表現は同元年2月以降にあたる。また下限の目安としては、「新田部親王」（13）「舍人親王」（15）は共に同7年に死去している。おそらく天平3年11月以降そう遠くない時期に一括投棄されたものであろう。したがって、下層官衙は当該時期の式部省関連官衙とみられるが、西側で検出された式部省官衙は奈良時代後半に属し、かつその下層には建物遺構がないことから、当遺構は奈良時代前半の式部省そのものと判断できよう。南に隣接する第155次調査地区で出土した神亀年間の年紀をもつ考課木簡も本官衙から捨てられたものであろう。なお木簡の中には大宝医疾令医博士条の一部を記したと見られるもの、唐の則天武后に関連する書名らしき『聖母神皇集』の名を記すものもある。（館野和己）

